

も人口数ではなくて、実務ケース数に応じた配置を提言する意見が複数見られた。

「一時保護」については、現行法では都道府県の実務になるため、「立入調査」と同様に都道府県・市町村の担当者間の意思疎通が重要である。今回のヒアリングで都道府県と市町村の双方の職員が、別組織の職員であるという強い意識があっては困るという意見があった。また、共通の定式化されたアセスメント指標があるというだけでも心許ない。子どもの福祉を守るという「使命感」を共有していることが「リスクアセスメントの判断」や「一時保護」という部分では重要である。子どもの虐待からの保護判断の決定は、かねてから「慎重さ」と「積極性」とが求められるところである。共通の使命感と意思疎通を前提とした協働が一番求められる部分であろう。また、一時保護の場所も、市町村レベルで子どものニーズにあわせて、もっと柔軟に設定できる体制づくりも将来的には必要かも知れない。

④相談種別の決定

初期対応機関としての市町村では、相談受理から社会診断・判定までを想定して対応力をつけることが子ども相談全体のプロセスの中では、すっきりする。今回のヒアリング調査でも、市町村に委ねるならすべてを委ねる必要があるという意見もあった。市町村児童家庭相談援助指針（2005年2月）では、医学的・心理学的・教育学的・社会的・精神保健上の判定については、児童相談所の判定を求めなければならないこと（児福法第10条第3項）が規定されていて、最終的なケースの問題把握をどこまで市町村が担えるのだろうか。相談種別の決定というのは、ケースの見立て力であり、複雑な生活問題をいくつかの観点から焦点化し、切り取る力である。そこではじめて適切な援助の方策を打ち出すことができる礎でもある。市町村において判定ニーズの査定をしながら一次的な相談種別の決定を行い、それを受けて都道府県レベルで精査した上で、国に業務報告をするかたちになるのだろうか。

市町村レベルでジェネリックソーシャルワークを行い、都道府県でスペシフィックソーシャルワークを担うというのが想定されたモデルと考えられるが、専門性に関する懸念がある中、今後の大学教育も含めた専門職養成そのものにかかわる課題であるという指摘もあった。

⑤初動体制づくりの重要性

子ども相談の比較的軽易なケースについては、市町村での対応が期待されていて市町村が主導するかたちで初動体制を確保することになる。全国の家児児童相談室の中には、すでに対応力のある市もあるが、関係者は地域格差があることも懸念している。また今回の市町村と都道府県の役割分担・連携の基本的な考え方では、指針にもあるように虐待の未然防止や早期発見に積極的な取り組みを行うことも期待されていて、関係者の多くが特に懸念しているのは、この部分であると考えられる。

これら全体を初期のケースマネジメントとして眺めた場合、都道府県児童相談所のスーパービジョンのもと、相談の初動体制の中で都道府県と市町村とで円滑な連携が取れるシステムをデザインすることがいかに重要であるかがわかる。欧米の児童虐待対応システムでは、中央のホットラインに情報を集中させ、そこから相談機関のブランチに情報を送り、対応している国

が多いが、これは非常に合理的なシステムであると考えられる。現在取り組まれようとしているわが国のシステムは、その逆で、ブランチで受けた情報によって重篤度を判断し、上に挙げていくシステムであると想定される。これらの点で、市町村相談機関や要保護児童対策地域協議会がどのように構築され、どのように機能するかが大きなポイントになると考える。

2) ケース介入への役割分担とスーパービジョン

今回の法改正では、児童福祉法第 28 条による介入等、法的対応が必要なケースは都道府県児童相談所が行うというラインが設定されている。これは家庭裁判所との関係で実務を担う必要があり、児童福祉研究者や関係者へのヒアリングでは、妥当なラインであろうという意見もやはり多かった。(ただし、法的対応のケースにのみ集中的に関わることで、法的手続きに終始し、児童相談所の総合的なケースワーク力が低下することも懸念されている。)市町村が主担するケースとしては、①子どものリスクが低いか、ないという確証が相当にある ②当事者に相談動機がある ③当事者に生活問題の認識がある ④当事者から積極的に情報が出てきて、第三者からの補足情報も得られ、当事者情報との間に整合性があるなどの「任意介入」のケースになると想定される。具体的には保育所への入所やショートステイなどのサービス利用を想定してもらおうと理解しやすい。法的対応のケースでは、これらのどれもが困難な状況であると考えられるが、実際にはこの中間的なケースも存在する。また、かねてから児童相談所でケースワークを実施して、ようやく保護者に施設入所の同意をさせたり、介入に繋がったというケースもある。このような「同意介入」のケースを実務的にどのように分担し連携するか、各自治体で検討すべき事項である。市町村に援助経験のない場合、児童相談所が積極的に関与しなければならないだろうし、ある一定の対応力のある市町村であれば、かなり委託できるかも知れない。どちらにしても、現行の法体制の中では、児童相談所の専門性の強化とスーパービジョンが重要であることには変わりない。今回のヒアリングでも、当面のところ児童相談所の業務は軽減されないだろうという意見があった。市町村への体制づくりの段階からのスーパービジョンとケースロードや相談実務への技術的助言などを担いながら、かえって多忙になったという意見が、児童相談所から出てくるかも知れない。また、都道府県児童相談所自体が、現状では専門職制度を敷いていないところが多いことから、市町村に対する継続的なスーパービジョンができるのかなどの懸念も意見として出てきている。

3) ケースの措置とアドミニストレーション

現行法では、施設措置にかかる部分のアドミニストレーションは都道府県でやることになっているが、母子自立支援施設や、保育所等の在宅支援サービスは市町村で供給されているので市町村が担うことになる。ただし、保育所から児童養護施設へ措置されたり等、ケースは行政区分を越えて動く。また、措置解除や停止になると、子どもが地域に戻っていくことになり、その後のフォローアップなどを考えると、またこれも都道府県と市町村とでの連携が必要であ

る。これらを考えるとサービスの行政区分で分断されることなく、ケースの総合的なマネジメントを行う者が必要であり、さらに市町村域か都道府県域かで全体のケースのアドミニストレーションをモニタリングできるシステムや人材も求められる。これをどこで担保するかということも大きな課題となる。

2. 市町村相談中核機関の機能要素と対応レベル

これまでの課題を、「相談受理」、「調査」、「社会診断・判定」、「初期のケースマネジメント」という部分において、市町村でのそれぞれの対応レベルを考えてみた。(表6-1参照) 対応レベルⅠからⅢへと市町村の対応力が高まっていくことを想定している。それでも各要素では課題が残る。相談受理のところでは、前述の24時間相談体制の確保と、それを地域にどのように情報を繋いでいくかということや、相談ケース情報の集中管理をどうするか、相談機関からアウトリーチしてケースワークをしたり、情報収集したりすることをどこが担うかという課題がある。安全確認や情報収集については、地域に密着した関係者の協力にも期待がもたれているが、一定の研修や訓練も必要であろう。また、虐待をしている家庭へのアウトリーチによるケースワークということを考えて時、現在では人的資源が不足がちである。子どもの社会的保護の機会を念頭に置き、当面の介入経過を見守るために、先駆的に子育て支援員のようなボランティアが関与している取り組みもあるが、これらの体制をどう確保するかということなどが、初期のマネジメントやアドミニストレーションとして、全体のプロセスの中では重要なものとなる。今回のヒアリングでも、このアウトリーチ体制について懸念を持つ意見もあったが、アウトリーチによるケースワークは、「良い意味でも悪い意味でも当事者にプレッシャーをかける」、「安全確認も含めて当事者の家庭状況を具体的にモニタリングできる」、「当事者の感情を拾いあげ、ガス抜きができる」などのメリットがあると考えられ、本来、重要なサービスである。調査については、一時保護や立入調査については、即座な対応が求められるため、市町村が権限を持つことの是非を検討する余地がないか考える必要がある。欧米では病院や里親などの資源を利用しながら子どもの一時保護場所を柔軟に設定している。一時保護所の運営が広域でないと効率が悪いという事情があること、法的に強い権限で行うものであることなどが都道府県で実施している主な理由としてあげられているが、即座に司法権限で判断できるならば、また、保護者と対立していない軽易なケースについては、市町村で柔軟な保護場所資源を開拓することも必要なのではないだろうか。一時保護所では、さまざまな子どもの混在という実態もある。

社会診断・判定に関しては、判定の部分にかかわる専門性は都道府県に委託しても、総合的診断において市町村が主導するための人材育成をはかることが求められる。初期のケースマネジメントでは、児童相談所とのカンファレンスの具体的なあり方や、全体のケースマネジメントを誰が担うのかといったことが検討事項となるであろう。

3. 市町村における子ども相談機関のモデル

次に、前節での市町村対応レベルを参考にして、市町村における相談機関のモデル化を考えてみた。(図6-2参照)

モデルⅠでは、当面の間、児童相談所か市町村中核機関かのどちらかに力点を置いて整備していくモデルである。オプションとしては、中央児童相談所が各市町村を一括して先導するというのを考えた。モデルⅡでは、市町村がベースとなって自立的なソーシャルワークを展開し、都道府県は、それに対して技術的援助と支援を行うというモデルで、今回の法改正で求められているものと考えられる。モデルⅢでは、都道府県児童福祉審議会、要保護児童対策地域協議会との、さらなる機能化を想定して設計してみた。また、要保護児童対策地域協議会についても、タイプA、B、Cとその展開を段階的に設定してみた。そして、それぞれのモデルをラフスケッチしてみたものが、図3～6である。(図6-3～図6-6参照)

モデルⅠは、児童相談所重視型モデルと市町村機関重視型モデルとを想定した。(図6-3、図6-4参照) 児童相談所重視型モデルは、地域のさまざまな既存の相談機関窓口を活用しながら、相談中核機関としての児童相談所を強化していく方向のモデルで、各市町村の相談窓口では「相談受理」「調査」「社会診断・判定」「初期マネジメント」の対応レベルは、すべてⅠとなる。児童相談所自身も相談のための窓口を開いておき、市町村の各機関の体制づくりのための技術的支援や実務のスーパービジョンを担う(図6-3参照)。

もうひとつのモデル(図6-4参照)は、市町村の相談機関の機能を強化していく方向のモデルで、一定の実務経験がある家庭児童相談室や、市レベルでの新たな機関設置のもとで体制づくりを進めることを想定している。ここでは、市町村は「相談受理」と「初期マネジメント」において、レベルⅡの対応が、「調査」と「社会診断・判定」ではレベルⅠの対応が求められる。そして、このどちらにおいてもオプションとして、都道府県中央児童相談所が、集中的に管轄内市町村のスーパービジョン(業務の質と量の管理、職員研修訓練体制の構築と実施、法的対応ケースの取り扱いなど)を担うことも考えられる。特に、管轄エリアが比較的狭い都道府県では、その方が他のブランチ児童相談所の機能を重点的に市町村との実務連携に活用できると考えられる。管轄エリアが広域である場合、各ブランチも含めた児童相談所が、管轄内市町村を分担しながらスーパービジョンを担うことになるのが現実的かも知れない。

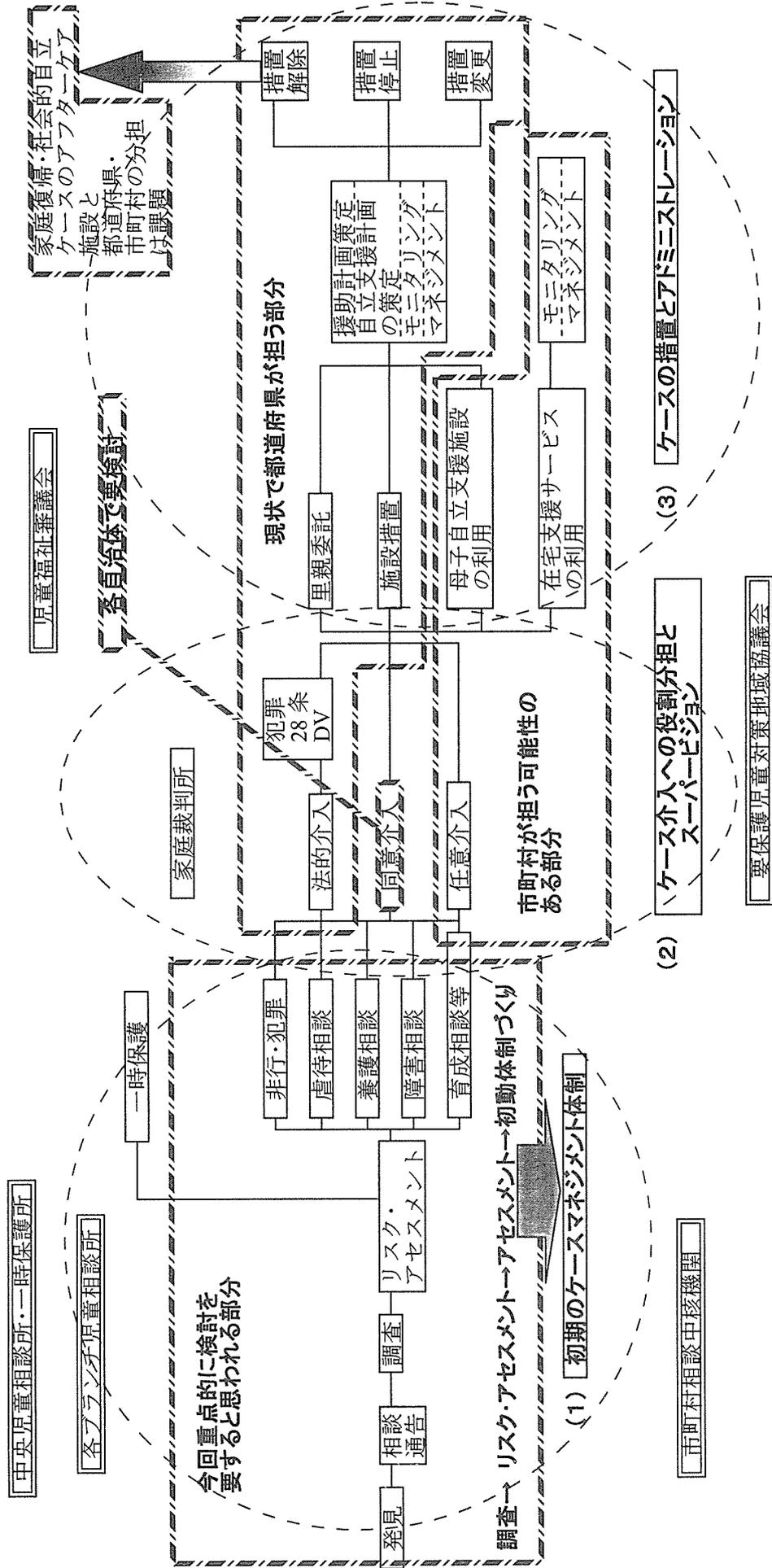
モデルⅡは、市町村ベースモデルとでもいえるもので、市町村相談機関は相当程度に自立して機能する(図6-5参照)。相当の実務経験のある家庭児童相談室が想定される。「相談受理」「調査」「社会診断・判定」「初期マネジメント」は、いずれもレベルⅡを確保する。都道府県児童相談所は、市町村の依頼を受けて実務面での専門的・技術的支援や法的対応ケースなどの相当困難なケースにおいてリーダーシップを執る。その場合でも市町村機関も協働する。

モデルⅢは、今回の提案モデルとして提示するもので、都道府県児童福祉審議会、要保護児童対策地域協議会も含めて設計したものである（図6-6参照）。都道府県中央児童相談所が、24時間相談体制を確保し、基本的にここが都道府県単位での一本化された相談窓口となり、ホットラインの役割を果たす。一時保護体制を併せ持つため、各市域の警察と常時連携し、即座に子どもの保護対応をするシステムにも責任をもつ。また、各市域で起きる相談の質と量を逐一把握するとともに、子どもの虐待ケースの情報は集中的に収集し管理する。他のブランチ児童相談所は、相談窓口を持たずにケースロードに専門化される。中央児童相談所から送られたケースをロードする中で、法的対応の必要なケースは中央児童相談所に送致し、市町村とともに協力体制を確立する。法的対応のないケースは、市町村と協働しながら対応していく。市町村相談機関では、中央児童相談所から送られてくるケースに対して地域へのアウトリーチを行ったり、相談窓口も設置しているため、ここに入ってくるケースを精査して都道府県ブランチ児童相談所と協働していく。この都道府県と市町村とを繋ぐ役目を果たするのが要保護児童対策地域協議会である。非行や虐待、施設措置のケースは児童相談所がリードしてマネジメントし、在宅見守りのケースは市町村相談機関がマネジメントに責任をもつ。地域での体制確保のための機関代表者から成る代表者会議とケースの実務を担う実務者会議との二層構造で、事務局機能としては市域の子ども相談対応のケースを管理、モニタリングし、また会議の招集、運営に責任をもつ。都道府県児童福祉審議会の措置審査部会では、法的対応ケースへの児童相談所の介入を見守り、法的対応等のバックアップを担う。

4. おわりに

今回、ヒアリング調査等をもとに、市町村相談機関のモデル化を考えてみたが、あくまでも簡単なスケッチにしかすぎない。これをたたき台として、さらに検討を加え、精査していく必要がある。さて、今回の調査をまとめる中で感じたことであるが、児童福祉法改正に盛り込まれた要保護児童対策地域協議会は、任意設置ではあるが、都道府県と市町村とを繋ぐ重要なアイテムとなりうる。そして、都道府県と市町村の意志、つまり政策動機のあり方が、何よりも今回の法改正の成否を担っているのではないかと考える。地方交付税交付金で都道府県に配置される児童福祉司が、市町村にきめの細かい実務のバックアップを行うためには、質量ともに拡充する必要がある。また、市町村においても、市長、議会、実務担当者をあげて、子どもと家族を護る強い意志で、主体的な相談体制の整備を図ることが必要であろう。

図6-1 子ども相談プロセスにおける都道府県・市町村の役割検討



注・「同意介入」とは、ケースワークとは、ケースワークによって施設同意入所や福祉等サービス供給に繋げることで介入できたというケース。

図6-2 市町村相談モデル・システムデザインの詳細

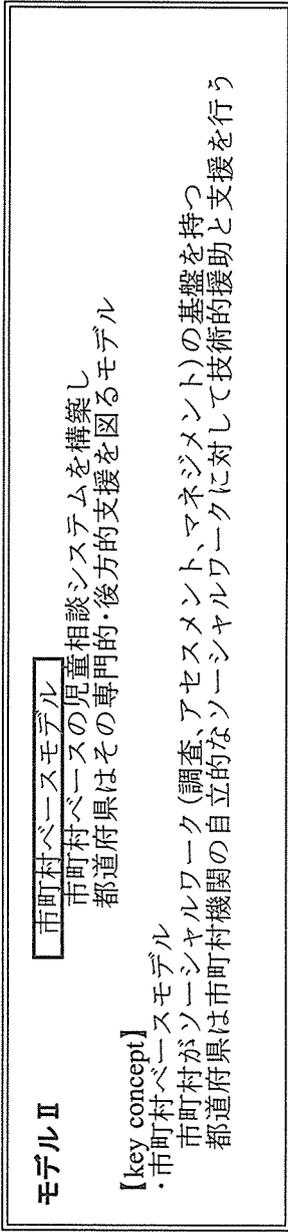
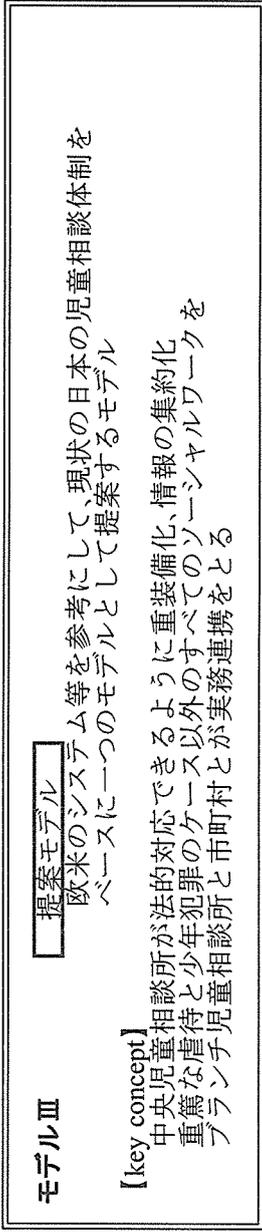
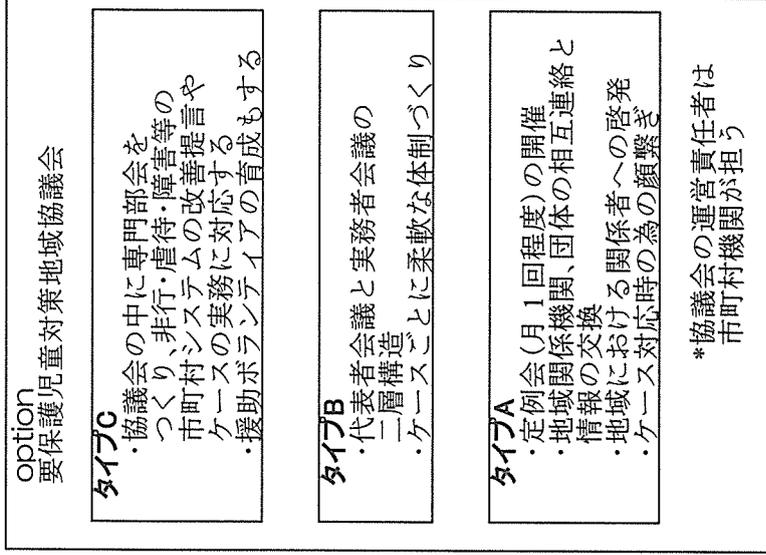


表6-1 市町村相談中核機関の機能要素と対応レベル

要素 対応 レベル	相談受理	調査	社会診断・判定	初期のケースマネジメント
I	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の相談窓口と並行して市町村に設置する ・市町村相談受付ケースは、定期的な児童相談所に報告し精査される ・児童相談所受付ケースは、児童相談所で精査され、児童相談所が委託を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周辺情報調査を行う ・当事者への任意訪問調査を行う ・立入調査の必要に応じて、児童相談所に仰いで精査する ・緊急の身柄確保について、児童相談所に仰いで精査する 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容の正確なアセスメントを児童相談所に依頼する ・判断の必要性を児童相談所の判断に委ねる ・法的対応も含めて対応の困難さが伺えるケースを児童相談所の判断に委ねる 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護ケースと判断された以上の領域は即座に児童相談所に送致 ・任意介入ケースを取り扱い援助のマネジメントを担う ・子どもリスクが低い ・当事者に相談動機がある ・当事者に生活問題認識がある ・当事者から積極的に情報が出ている ・第三者からの補足情報があり ・当事者の情報との間に整合性がある ・逐一、児童相談所のSVを受けながら対応していく
II	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村窓口のみで運営する ・一定のケース分担が、都道府県と市町村で規定されていてそれに従い、児童相談所に送致する 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査の必要性の判断を行い児童相談所に依頼する ・他機関保有情報の調査と精査を行う ・緊急の身柄確保体制を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を判断し確定する ・リスクアセスメントを行う ・判断の必要性を判断し、児童相談所に依頼する ・法的対応の必要性の判断を児童相談所に委ねる 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護ケースでも当面施設入所の様子を見るケースは、随時児童相談所のSVを受けながらマネジメントする ・緊急保護、立入調査ケースのマネジメントに参画する
III	<ul style="list-style-type: none"> ・ほば、市町村で処理し、法的対応ケースを児童相談所に送致する ・中核機関との連携により24時間相談体制を確保し相談に関するシステムでのマネジメントを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・即座に対応できる専門職チームが地域で構成され調査に関してマネジメントを行う ・(警察・弁護士・医師等との協働) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法的対応の必要性を判断し、ケースのコーディネートをする ・しながら総合診断をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所のSVが必要なケースを判断して受ける ・法的対応が必要なケースを精査し児童相談所に送致する
各要素における検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制の確保 ・相談ケース情報の集中管理 ・アウトラリー子体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護権限を市町村が持つことのは非 ・立入調査権限を市町村が持つことのは非 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的診断を行える人材を市町村で育成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所とのカンファレンスのあり方 ・ケース全体のマネジメントを誰がどのように担うのか

児童相談所-市町村機関のモデル

モデルI

図6-3 児童相談所重視型モデル

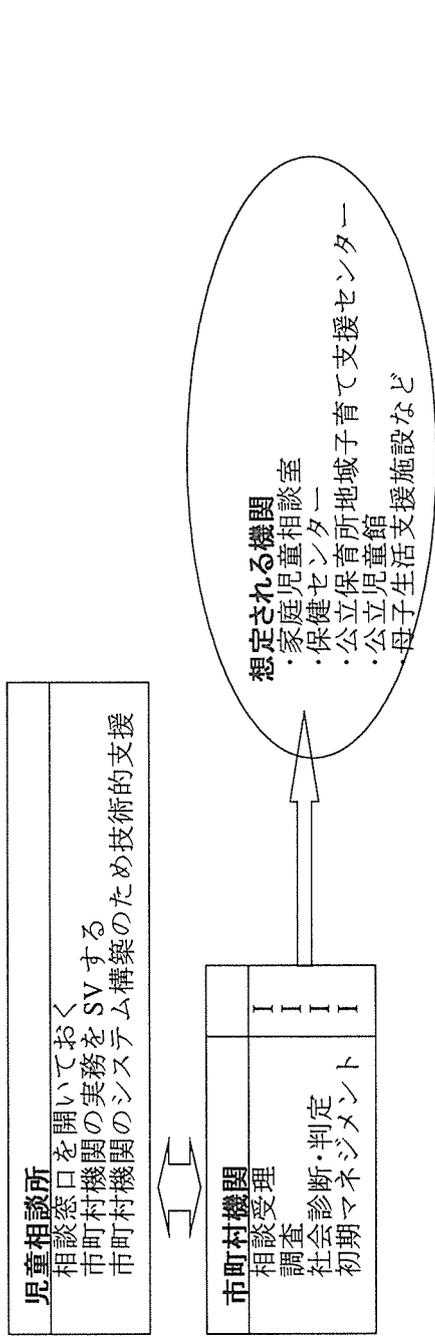
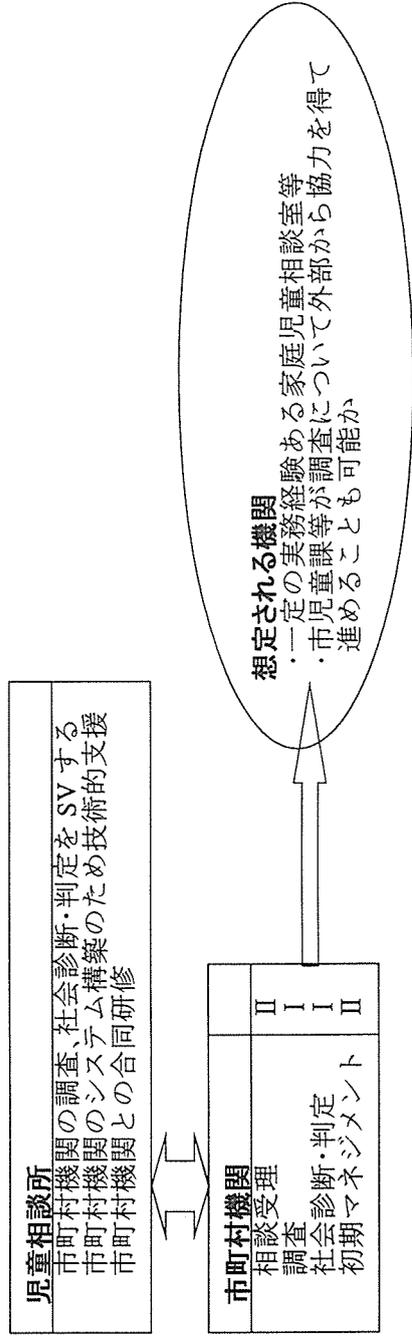


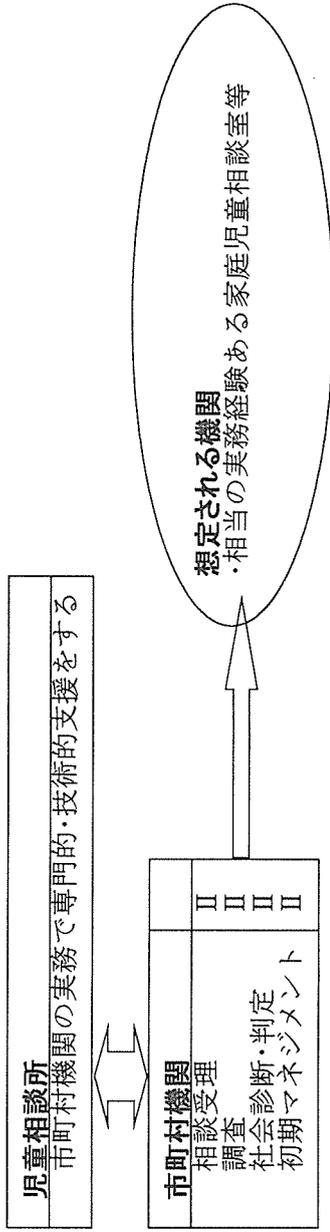
図6-4 市町村機関重視型モデル



児童相談所-市町村機関のモデル

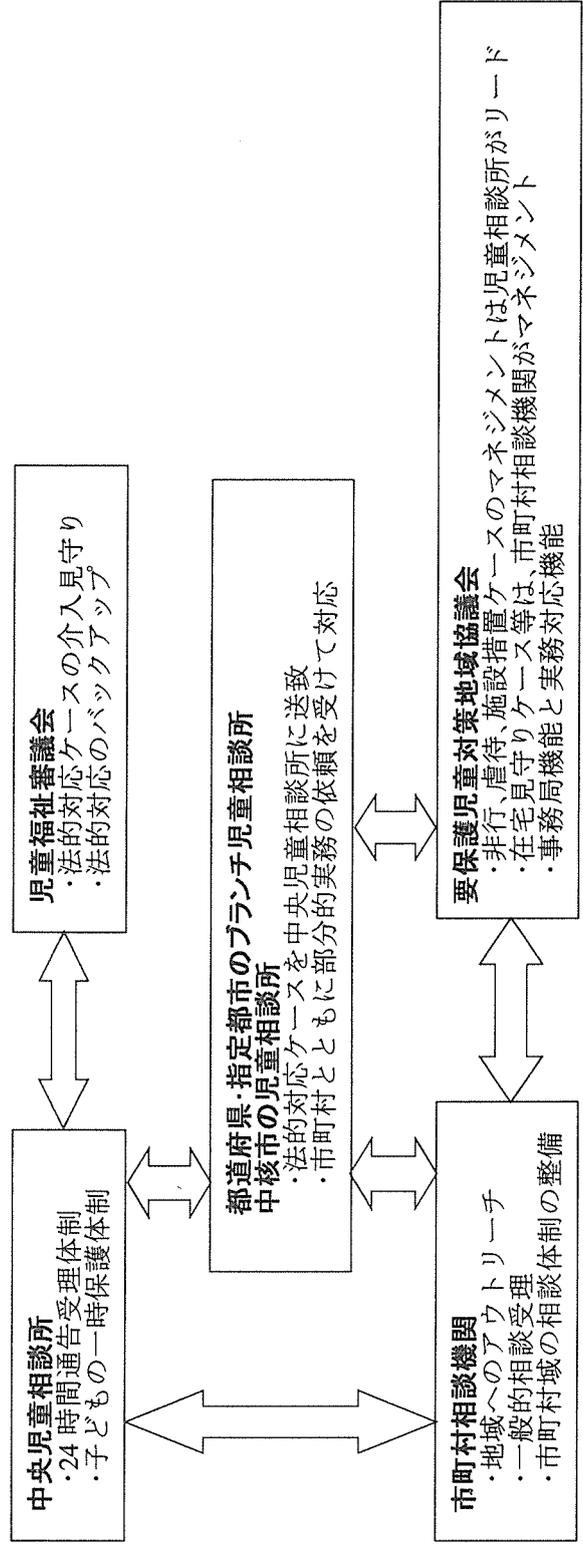
モデルⅡ

図6-5 市町村ベースモデル

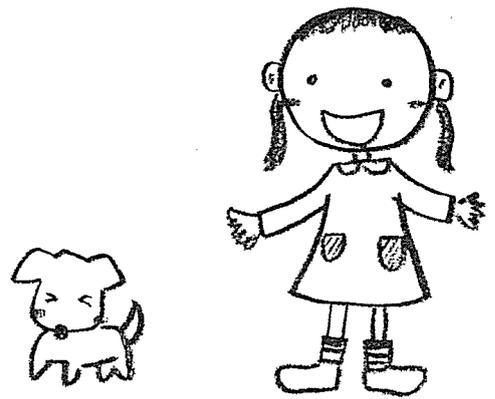


モデルⅢ

図6-6 提案モデル



資料



子どもと家庭に関する相談支援体制調査(市区町村調査票)
貴自治体の基本的なことについてお尋ねします

問1 貴自治体の所在地の状況について教えてください。

1) 都道府県名・市町村名をご記入ください。

(都・道・府・県)

(市・区・町・村)

2) 人口を千人単位でご記入ください。

約

千人

3) 児童人口比(18歳未満の人口÷総人口)について、あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 10%未満	2. 10%以上15%未満
3. 15%以上20%未満	4. 20%以上

子どもの福祉に関する相談支援の実施体制についてお尋ねします

問2 貴市町村において、子どもの福祉に関する相談支援を主として所管している部署名をご記入ください。

1. 課係制のある自治体

課

係

2. その他の自治体

問3 家庭児童相談室について教えてください。

1) 貴市町村では、家庭児童相談室を設置しておられますか。

1. 設置している	2. 設置していない
-----------	------------

→ 問4へお進みください

2) 貴家庭児童相談室で相談・支援に従事している職員の人数をご記入ください。

(10月1日現在)

1. 常勤・非常勤の別	1. 常勤職員	名
	2. 非常勤職員	名
2. 児童相談業務専任職員、 他の業務との兼任の別	1. 専任職員	名
	2. 兼任職員	名
3. 専門職・非専門職	1. 専門職	名
	2. 非専門職	名

3) 貴市町村では、子どもの福祉に関する相談支援に対応しているのはどこですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 家庭児童相談室で主として対応している	
2. 家庭児童相談室以外の部署で主として対応している (具体的に: _____)	
3. 主として家庭児童相談室が対応するが、対応しにくいケースは他機関に送致するようになっている	
4. 主として所管している部署が対応するが、対応がしにくいケースは他機関に送致するようになっている	
5. その他(具体的に: _____)	

4) 貴家庭児童相談室の対応について、それぞれあてはまるものひとつに○をおつけください。

相談・支援の内容	できている	どちらともいえない	あまりできていない
1. 子育て全般について(しつけや栄養など)			
2. 子どもの性格・生活習慣について			
3. 子どもの行動や癖について(嘘・盗み・家出・喫煙・飲酒・暴力行為など)			
4. 子どもの気になる遅れについて(知能・言語など)			
5. 子どもの疾患や障害について			
6. 子どもの虐待について			
7. 家庭生活について(家族員関係など)			
8. 経済的問題について			
9. 学校(保育園・幼稚園～高校)への入園・入学について(学校の選択や入園・入学前の心配ごとなど)			
10. 学校生活について(人間関係、不登校、いじめ、暴力、体罰、学習の遅れなど)			
11. その他			

問4 貴市町村での子どもの福祉に関する相談支援への対応について教えてください。

- 1) それぞれの項目について、貴市町村での対応の有無と、市町村での対応が適切であるかどうかについて、あてはまるものひとつずつに○をおつけください。

相談支援の内容	市町村での対応の有無		市町村での対応の適切性		
	行っている	行っていない	適切	どちらともいえない	不適切
1. 母子生活支援施設への入所について	—	—			
2. 子育て全般について					
3. 保育所への入所について	—	—			
4. 各種子育て支援事業について					
5. 児童相談所への送致または通知					
6. 他の機関への斡旋・紹介					
7. 学校（保育園・幼稚園～高校）への入園・入学について（学校の選択や入園・入学前の心配ごとなど）					
8. 学校生活について（人間関係、不登校、いじめ、暴力、体罰、学習の遅れなど）					
9. その他 ⇒ 2)にお進みください					

- 2) 「その他」として、貴市町村が独自に実施している、あるいはかかわっている子どもの福祉に関する相談支援活動があれば、ご記入ください（グループ活動なども含む）。

事業・グループ活動名	活動内容（簡単に）	実施主体 （いずれかに○）
		市町村・家児相・それ以外

* 紙面が足りなければ別紙を添付してください。

問5 貴市町村の地域の相談支援機関の有無と連携の現状について教えてください。

1) それぞれの項目の、機関・施設の有無と連携の現状について、あてはまるものひとつずつに○をおつけください。なお、設置数については数字を、連携している場合の連携方法はあてはまるものすべてに○をおつけください。機関・施設の有無は貴自治体内に立地しているかどうかでお答えください。

機関・施設名	機関・施設の有無				連携の現状			
	ある	設置数	ない	知らない	していない	できない	している	連携方法
1. 児童相談所		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
2. 家庭児童相談室		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
3. 乳児院・児童養護施設		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
4. 母子生活支援施設・助産施設		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
5. 認可保育所		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
うち、地域子育て支援センター		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
6. 児童館・児童遊園		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
7. 障害児関係の福祉施設		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
8. その他の児童福祉施設		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
9. 児童家庭支援センター		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
10. つどいの広場事業		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
11. 保健所・保健センター		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
12. 子どもの福祉に関する相談に応じる医療機関		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
13. 民間の子どもの福祉に関する相談に応じる機関		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
14. 子どもの福祉に関する相談に応じるNPO		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
15. その他		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
()		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
()		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
()		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
()		か所						1/2/3/4/5/6/7/8
()		か所						1/2/3/4/5/6/7/8

↓

13～15で「ある」とお答えの方は次ページへ、それ以外の方は問6へお進みください。



- | | | | |
|---------------|----------------|------------------|--------|
| 1. 電話 | 2. FAX | 3. 手紙 | 4. メール |
| 5. 先方が貴自治体に来所 | 6. 貴自治体先方へ出かける | 7. 合同の研修会・検討会がある | 8. その他 |

2) 「民間の子どもの福祉に関する相談に応じる機関」についてご記入ください。

名称	支援内容（簡潔に）

3) 「子どもの福祉に関する相談に応じるNPO」についてご記入ください。

名称	支援内容（簡潔に）

4) 「その他」についてご記入ください。

名称	支援内容（簡潔に）

* それぞれ紙面が足りなければ別紙を添付してください。

問6 現行の子どもの福祉に関する相談支援の体制について教えてください。

1) 現行の子どもの福祉に関する相談支援体制についてどのようにお考えですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 現行のままでよい	
2. 改善の必要があるが、現行のままで仕方がない	} → 2)へ お進みください
3. 改善の必要がある	
4. わからない	→ 1・4とお答えの方は問7にお進みください

2) 「改善の必要がある」理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をおつけください。
また、そのなかでももっとも大きな理由だと思われるものをひとつ、下の枠内に番号でご記入ください。

1. 相談支援に関わる機関同士の連携が不足しているから
2. 相談支援に関わる機関同士の役割分担に偏りがあるから
3. 相談支援に関わる機関が多すぎるから
4. 相談支援に関わる機関が少なすぎるから
5. 相談支援に関わる機関同士を結ぶ核となる機関（あるいは人）がないから
6. 相談支援に対応できる専門性が不足しているから
7. 相談支援に対応できる時間が不足しているから
8. 相談支援に対応する人が不足しているから
9. 相談支援に関わるための財源が不足しているから
10. ニーズに合った相談支援を提供できていないから
11. その他（具体的に： _____)

もっとも大きな理由	
-----------	--

3) 「改善の必要がある」とはどのような改善ですか。あてはまるものすべてに○をおつけください。また、そのなかでももっとも必要な改善だと思われるものをひとつ、下の枠内に番号でご記入ください。

1. 児童相談所の機能をすべて、市町村に委譲する
2. 児童相談所の機能の一部を、市町村に委譲する
3. 児童相談所の機能をすべて、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する
4. 児童相談所の機能の一部を、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する
5. 地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める
6. 専門性を高める
7. 対応時間帯を増やす
8. 対応する人数を増やす
9. 財源を増やす
10. その他（具体的に： _____)

もっとも必要な改善	
-----------	--

問7 市町村への分権化について教えてください。

1) 子どもの福祉に関する相談の一部について、都道府県・指定都市から市町への委譲が進められています。貴市町村では、このことについてどのようにお考えですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。また、その理由もご記入ください。

1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらかといえば反対 4. 反対

↓

2) 賛成と考えられる理由を教えてください

↓

3) 反対と考えられる理由を教えてください

- 4) 市町村への分権化の適切性と貴自治体における対応の可能性についてお尋ねします。
 それぞれの項目について、あてはまるものひとつに○をおつけください。

相談・支援の内容	適切性				可能性			
	1	2	3	4	1	2	3	4
1. 地域の相談支援に関する情報収集	1	2	3	4	1	2	3	4
2. 地域の相談支援に関する情報提供・発信	1	2	3	4	1	2	3	4
3. 障害相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
4. 障害相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
5. 育成相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
6. 育成相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
7. 虐待以外の養護相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
8. 虐待以外の養護相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
9. 虐待相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
10. 虐待相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
11. 非行相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
12. 非行相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
13. 保健相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
14. 保健相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
15. 虐待の通告先	1	2	3	4	1	2	3	4
16. 立ち入り調査	1	2	3	4	1	2	3	4
17. 職権一時保護	1	2	3	4	1	2	3	4
18. 28条申立	1	2	3	4	1	2	3	4
19. 一時保護	1	2	3	4	1	2	3	4
20. 心理・医学・教育・社会学的および精神保健上の判定	1	2	3	4	1	2	3	4
21. 専門的継続的支援	1	2	3	4	1	2	3	4
22. 援助終了後のフォローアップ	1	2	3	4	1	2	3	4
23. 心理療法	1	2	3	4	1	2	3	4
24. 施設入所措置	1	2	3	4	1	2	3	4
25. 里親認定・登録	1	2	3	4	1	2	3	4
26. 里親委託	1	2	3	4	1	2	3	4
27. 里親への指導	1	2	3	4	1	2	3	4
28. 潜在ケースの発掘	1	2	3	4	1	2	3	4

「適切性」

1. 適切 2. どちらともいえない
 3. 不適切 4. わからない

「可能性」

1. できる 2. 条件によってはできる
 3. できない 4. わからない

- 5) 市町村への分権化を考える際には、こういった社会的対応が必要だとお考えですか。
 あてはまるもの上位5位までを順に下欄にご記入ください。

社会的対応
1. 各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意
2. 各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意
3. 市町村職員の研修や学習会の実施
4. 関係諸機関合同の研修や学習会の実施
5. 関係諸機関の連携のための定期的会議開催
6. 関係諸機関の連携のための必要時の会議開催
7. 市町村が対応に困ったときの迅速なサポート
8. 対応マニュアルの作成
9. 連絡システムの構築
10. スーパービジョンの実施
11. 余裕のある職員配置のための金銭的補助
12. 設備投資のための金銭的補助
13. 相談・支援体制強化のための金銭的補助（新しい事業やプログラム）
14. 相談・支援体制強化のための設備
15. その他

1位	2位	3位	4位	5位

* 15「その他」については、具体的内容をご記入ください。